



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月18日火曜日 第2817号

### ◇ 目 次 ◇

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... (農業経済課) ... 816  
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... (漁政課) ... 817  
 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正..... (土木管理課) ... 819  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 821  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... (会計課) ... 822  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... ( " ) ... 822  
 道路の区域変更(一般国道197号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 822  
 道路の区域変更(県道内子双海線)..... ( " ) ... 822  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 822

### 公 告

平成29年度及び平成30年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... (土木管理課) ... 823

### 監 査 公 表

定期監査結果の公表..... (監査事務局) ... 828

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1144号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。  
 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年9月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
<b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				<b>第2条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必	年1分3厘	年1分3厘	年7厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必	年1分3厘	年1分3厘	年8厘5毛

要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）				要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年7厘5毛	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分3厘	年8厘5毛
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第1145号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年9月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第4号に掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同		法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第4号に掲げる融資機関が、同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同

	条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合			条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		
1・2	省略						1・2	省略				
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年7厘5毛	年7厘5毛		3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年8厘5毛	年8厘5毛
4～6	省略						4～6	省略				
7	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船舶員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集		同上	年7厘5毛	年7厘5毛		7	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船舶員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集		同上	年8厘5毛	年8厘5毛

会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金						会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第1146号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、平成29年度以降の格付けについて適用し、平成28年度の格付けについては、なお従前の例による。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 この要領の規定は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体、同条第3項に規定する経常建設共同企業体及び同条第4項に規定する地域維持型建設共同企業体の入札参加資格については、適用しない。</p> <p>（競争入札及び随意契約への参加）</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者は、等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者（以下「有資格業者」という。）でなければならない。</p> <p>（業者の格付け）</p> <p><b>第3条</b> 格付けは、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したのものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p><b>第4条</b> 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 この要領の規定は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月18日制定）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体、同条第3項に規定する経常建設共同企業体及び同条第4項に規定する地域維持型建設共同企業体の入札参加資格については、適用しない。</p> <p>（競争入札及び随意契約への参加）</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条<u>      </u>に規定する<u>工事</u>をいう。以下同じ。）の競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者は、等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者（以下「有資格業者」という。）でなければならない。</p> <p>（業者の格付け）</p> <p><b>第3条</b> 格付けは、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したのものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>個人の県民税及び市町村民税（給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。）の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行つている場合にあつては、当該特別徴収を実施していること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p><b>第4条</b> 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲</p>

げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県税全税目（地方消費税を除く。）及び地方人特別税について未納がない旨の証明書

(4)・(5) 省略

(6) 前条第1項第3号の要件を満たすことを証する書類（前号の書類により当該要件を満たすことを確認できない場合に限る。）

2・3 省略

様式第1号（第3条、第4条、様式第2号関係） 建設工事入札参加資格審査申請書

法人番号（法人の場合）											省略		
省略													
12 許可を受けた建設業の種類（印を記入すること。）													
省略													
塗	防	内	機	熱	電	造	さ	建	水	消	清	解	省略
装	水	装	械	絶	気	園	く	具	道	防	掃	体	
		仕	器	縁	通				施	施	施		
		上	具	線	信				設	設	設		
													省略
省略													
14 満35歳未満及び女性の技術関係職員数													
満35歳未満の技術関係職員								省略					
省略													
17 労働福祉の状況（該当するものを で囲むこと。）													
省略													
18 省略													
省略													
19 省略													
省略													
20 省略													
省略													
21 エコアクション21認証・登録状況													
認証・登	有・無（該当するものを							認証・登録	年 月				
録の有無	で囲むこと。）							年月日	日				
22 建設機械の保有状況													
省略													
28 満35歳未満の技術関係職員の雇用状況													
省略													

様式第2号（第4条関係） 建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書

げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県税全税目（地方消費税を除く。）及び地方人特別税について未納がない旨の証明書（個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあつては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。）

(4)・(5) 省略

(6) 前条第1項第4号の要件を満たすことを証する書類（前号の書類により当該要件を満たすことを確認できない場合に限る。）

2・3 省略

様式第1号（第3条、第4条 関係） 建設工事入札参加資格審査申請書

地方局建設部（土木事務所）名											省略		
省略													
12 許可を受けた建設業の種類（印を記入すること。）													
省略													
塗	防	内	機	熱	電	造	さ	建	水	消	清	解	省略
装	水	装	械	絶	気	園	く	具	道	防	掃	体	
		仕	器	縁	通				施	施	施		
		上	具	線	信				設	設	設		
													省略
省略													
14 満30歳未満及び女性の技術関係職員数													
満30歳未満の技術関係職員								省略					
省略													
17 エコアクション21認証・登録状況													
認証・登	有・無（該当するものを							認証・登録	年 月				
録の有無	で囲むこと。）							年月日	日				
18 労働福祉の状況（該当するものを で囲むこと。）													
省略													
19 省略													
省略													
20 省略													
省略													
21 省略													
省略													
22 建設機械の保有状況													
台													
省略													
28 満30歳未満の技術関係職員の雇用状況													
省略													

様式第2号 建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書

法人番号（法人の場合）	
建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書	
省略	
商号又は 名称 代 表 者 氏 名 ㊟	
年度建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	
に係る審査事項について次のとおり変更しました。	
省略	

注 省略

様式第3号（第5条関係） 建設業者格付継承申請書

法人番号（法人の場合）	
建設業者格付継承申請書	
省略	
商号又は 名称 代 表 者 氏 名 ㊟	
年 月 日をもつて次のとおり事業継承しましたの	
で、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）に基づく格付けの継承を承認してください。	
区 分	許 可 番 号 許 可 年 月 日
	商号又は 名称
	省略
省略	
格付継承理由及び 事業継承状況	
省略	
技術者及び 使用人について	
省略	

注 省略

様式第4号（第5条関係） 合併等に関する届出書

法人番号（法人の場合）	
合併等に関する届出書	
省略	

注 省略

建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書	
省略	
商号または名称 代 表 者 氏 名 ㊟	
年度建設工事入札参加資格審査申請書	
に係る審査事項について次のとおり変更しました。	
省略	

注 省略

様式第3号 建設業者格付継承申請書

建設業者格付継承申請書	
省略	
商号または名称 代 表 者 氏 名 ㊟	
年 月 日をもつて次のとおり事業継承しましたの	
で、愛媛県建設工事請負業者選定要領	
に基づく格付けの継承を承認してください。	
区 分	許 可 番 号 許 可 年 月 日
	商号または名称
	省略
省略	
格付継承理由および事業継承状況	
省略	
技術者および使用人について	
省略	

注 省略

様式第4号（第5条関係） 合併等に関する届出書

合併等に関する届出書	
省略	

注 省略

○愛媛県告示第1147号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

馬門

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を町道成河・藤社線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上浮穴郡久万高原町	日野浦	3272番	1号
		3271番	2号

	3610番	3号
	3607番	4号
	3606番	5号
	3602番	6号
	3597番	7号
	3561番1	8号
	3305番	9号、10号
	3301番2	11号
	3285番	12号

○愛媛県告示第1148号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第 47号	宇和島市丸之内一丁目6番7号	仲田 皆子	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成27年3月16日

○愛媛県告示第1149号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第 31号 の2	宇和島市丸之内二丁目1番7号	仲田 政子	宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成27年3月16日
津島 第1 号	宇和島市津島町高田甲2469番地1	津島高等学校 P . T . A	宇和島市津島町高田甲2469番地1 津島高等学校内	平成27年3月31日
新第 1号	新居浜市本郷二丁目4番18号	愛媛県猟友会 新居浜支部	新居浜市本郷二丁目4番18号	平成28年9月15日

○愛媛県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3002番地先から 同町宇和川3006番地先まで	旧	メートル 7.5～8.5	キロメートル 0.041	
			新	10.7～11.7	0.041	

○愛媛県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町石畳2030番4から 同町石畳2030番1地先まで	旧	メートル 5.4～8.1	キロメートル 0.008	
			新	5.4～11.5	0.008	

○愛媛県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町石畳2030番4から 同町石畳2030番1地先まで	平成28年10月18日

## 公 告

## ○公 告

平成29年度及び平成30年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成28年10月18日

愛媛県知事 中村時広

## 1 工事種別

- 土木一式工事
- 建築一式工事
- 大工工事
- 左官工事
- とび・土工・コンクリート工事
- 石工事
- 屋根工事
- 電気工事
- 管工事
- タイル・れんが・ブロック工事
- 鋼構造物工事
- 鉄筋工事
- 舗装工事
- しゅんせつ工事
- 板金工事
- ガラス工事
- 塗装工事
- 防水工事
- 内装仕上工事
- 機械器具設置工事
- 熱絶縁工事
- 電気通信工事
- 造園工事
- さく井工事
- 建具工事
- 水道施設工事
- 消防施設工事
- 清掃施設工事

## 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

## 3 資格

- 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

## 4 申請の時期

平成28年10月28日（金）から12月16日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

## 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- 請求先

県のホームページのえひめの土木

（<http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/index.html>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出



納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成29年度及び平成30年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成31年度及び平成32年度の資格審査

平成31年度及び平成32年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成30年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課建設業係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 2644

## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線306)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線134)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線205)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

㊟

電話 ( ) -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

監 査 公 表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年10月18日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫  
同 毛 利 修 三  
同 黒 川 洋 介  
同 岡 田 清 隆

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成28年 9 月 6 日
人 事 課	平成28年 9 月 6 日
市 町 振 興 課	平成28年 9 月 6 日
私 学 文 書 課	平成28年 9 月 6 日
財 政 課	平成28年 8 月 29 日
行 革 分 権 課	平成28年 8 月 29 日
税 務 課	平成28年 8 月 29 日
総 合 政 策 課	平成28年 8 月 9 日
秘 書 課	平成28年 8 月 9 日
広 報 広 聴 課	平成28年 8 月 9 日
統 計 課	平成28年 8 月 9 日
情 報 政 策 課	平成28年 8 月 9 日
地 域 政 策 課	平成28年 8 月 4 日
交 通 対 策 課	平成28年 8 月 4 日
文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 課	平成28年 8 月 4 日
県 民 生 活 課	平成28年 8 月 8 日
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	平成28年 8 月 8 日
人 権 対 策 課	平成28年 8 月 8 日
消 防 防 災 安 全 課	平成28年 8 月 10 日
防 災 危 機 管 理 課	平成28年 8 月 10 日
原 子 力 安 全 対 策 課	平成28年 8 月 10 日
環 境 政 策 課	平成28年 8 月 8 日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成28年 8 月 8 日
自 然 保 護 課	平成28年 8 月 8 日
保 健 福 祉 課	平成28年 8 月 23 日
医 療 対 策 課	平成28年 8 月 23 日
健 康 増 進 課	平成28年 9 月 6 日
薬 務 衛 生 課	平成28年 9 月 6 日
子 育 て 支 援 課	平成28年 8 月 25 日
障 が い 福 祉 課	平成28年 8 月 25 日
長 寿 介 護 課	平成28年 8 月 25 日
産 業 政 策 課	平成28年 8 月 18 日
企 業 立 地 課	平成28年 8 月 18 日
労 政 雇 用 課	平成28年 8 月 18 日
産 業 創 出 課	平成28年 8 月 9 日

経 営 支 援 課	平成28年 8 月 9 日
観 光 物 産 課	平成28年 8 月 4 日
国 際 交 流 課	平成28年 8 月 4 日
農 政 課	平成28年 8 月 29 日
農 業 経 済 課	平成28年 8 月 29 日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	平成28年 8 月 29 日
農 地 整 備 課	平成28年 8 月 26 日
農 産 園 芸 課	平成28年 8 月 26 日
畜 産 課	平成28年 8 月 26 日
林 業 政 策 課	平成28年 8 月 9 日
森 林 整 備 課	平成28年 8 月 9 日
漁 政 課	平成28年 8 月 29 日
水 産 課	平成28年 8 月 29 日
漁 港 課	平成28年 8 月 29 日
土 木 管 理 課	平成28年 8 月 26 日
用 地 課	平成28年 8 月 26 日
河 川 課	平成28年 8 月 25 日
水 資 源 対 策 課	平成28年 8 月 25 日
港 湾 海 岸 課	平成28年 8 月 25 日
砂 防 課	平成28年 8 月 25 日
道 路 建 設 課	平成28年 8 月 10 日
道 路 維 持 課	平成28年 8 月 10 日
都 市 計 画 課	平成28年 8 月 10 日
都 市 整 備 課	平成28年 8 月 10 日
建 築 住 宅 課	平成28年 8 月 10 日
国 体 総 務 企 画 課	平成28年 8 月 18 日
障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 課	平成28年 8 月 18 日
国 体 運 営 ・ 施 設 課	平成28年 8 月 18 日
国 体 競 技 式 典 課	平成28年 8 月 18 日
国 体 競 技 力 向 上 対 策 課	平成28年 8 月 18 日
出 納 局	平成28年 8 月 19 日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成28年 8 月 19 日
議 会 事 務 局	平成28年 8 月 8 日
監 査 事 務 局	平成28年 9 月 8 日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成28年 8 月 19 日

( 監査委員の除斥 )

消防防災安全課、防災危機管理課及び原子力安全対策課に係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、岡田清隆監査委員を除斥した。

( 監査の結果 )

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	6 者	57,393,183	平成27年度決算による

( 循環型社会推進課 )

2 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
16年度及び17年度	544者	47,603,710	平成27年度決算による

(保健福祉課)

3 看護職員修学資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	0	1,800,000	1,800,000	金額は各年度の決算による
26年度	432,000	1,548,000	1,980,000	
差引増減	432,000	252,000	180,000	

(医療対策課)

4 収入未済の延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
26年度及び27年度	2者	61,000	平成27年度決算による

(医療対策課)

5 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	0	1,227,790	1,227,790	金額は各年度の決算による
26年度	0	1,227,790	1,227,790	
差引増減	0	0	0	

(子育て支援課)

6 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	11,664,270	241,006,533	252,670,803	金額は各年度の決算による
26年度	13,803,858	232,988,233	246,792,091	
差引増減	2,139,588	8,018,300	5,878,712	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	507,794	20,884,565	21,392,359	金額は各年度の決算による
26年度	553,394	20,872,316	21,425,710	
差引増減	45,600	12,249	33,351	

(子育て支援課)

7 収入未済の入所施設等保護者負担金(母子生活支援施設に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
25年度	1者	1,100	平成27年度決算による

(子育て支援課)

8 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度及び20年度	1者	297,000	平成27年度決算による

(障がい福祉課)

9 収入未済の障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
26年度	1者	16,662,591	平成27年度決算による

(障がい福祉課)

10 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成27年度決算による

(企業立地課)

11 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
15年度～18年度	1者	34,800	平成27年度決算による

(労政雇用課)

12 中小企業振興資金特別会計における収入未済の設備近代化資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
12年度	1者	2,480,000	平成27年度決算による

(経営支援課)

13 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	8,000,000	55,077,947	63,077,947	金額は各年度の決算による
26年度	8,000,000	50,152,947	58,152,947	
差引増減	0	4,925,000	4,925,000	

(林業政策課)

14 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度～21年度	3者	1,055,355	平成27年度決算による

(林業政策課)

15 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成27年度末の歳入不足額は23億6,690万円と、前年度より1,954万円増加しており、さらに、平成27年度の木材価格は県営林経営改善計画策定

当時（平成11年度）の5割程度にまで下落していることから、平成27年度3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

（森林整備課）

16 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	0	2,113,000	2,113,000	金額は各年度の決算による
26年度	0	2,199,000	2,199,000	
差引増減	0	86,000	86,000	

（漁政課）

17 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	969,517	平成27年度決算による

（漁政課）

18 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	788,750	28,092,708	28,881,458	金額は各年度の決算による
26年度	85,354	29,638,658	29,724,012	
差引増減	703,396	1,545,950	842,554	

（建築住宅課）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成28年7月21日、平成28年7月25日
健 康 福 祉 環 境 部	平成28年7月21日、平成28年7月25日
四 国 中 央 保 健 所	平成28年7月21日
産 業 経 済 部	平成28年7月25日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成28年7月25日
建 設 部	平成28年7月21日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成28年7月21日
今 治 土 木 事 務 所	平成28年7月25日
鹿 森 ダム 管 理 事 務 所	平成28年7月21日
黒 瀬 ダム 管 理 事 務 所	平成28年7月21日
玉 川 ダム 管 理 事 務 所	平成28年7月25日
台 ダム 管 理 事 務 所	平成28年7月25日
出 納 室	平成28年7月21日

（監査委員の除斥）

東予地方局総務企画部総務県民課及び今治支局総務県民室に係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、岡田清隆監査

委員を除斥した。

（監査の結果）

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	181,251,114	544,072,380	725,323,494	金額は各年度の決算による
26年度	279,305,632	619,711,574	899,017,206	
差引増減	98,054,518	75,639,194	173,693,712	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	0	299,505	299,505	金額は各年度の決算による
26年度	0	309,505	309,505	
差引増減	0	10,000	10,000	

（健康福祉環境部）

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	8,961,405	32,177,791	41,139,196	金額は各年度の決算による
26年度	10,373,840	28,944,165	39,318,005	
差引増減	1,412,435	3,233,626	1,821,191	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	302,414	1,494,589	1,797,003	金額は各年度の決算による
26年度	309,449	1,416,784	1,726,233	
差引増減	7,035	77,805	70,770	

（健康福祉環境部）

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	996,700	6,172,100	7,168,800	金額は各年度の決算による
26年度	887,400	6,293,000	7,180,400	
差引増減	109,300	120,900	11,600	

（建設部）

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	533,700	3,252,200	3,785,900	金額は各年度の決算による
26年度	547,800	3,329,000	3,876,800	
差引増減	14,100	76,800	90,900	

（建設部（今治土木事務所））

6 収入未済の道路占用料について、収入未済額の縮減に、努められたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
27年度	1者	120,000	平成27年度決算による

（建設部（今治土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成28年 7月27日
健 康 福 祉 環 境 部	平成28年 7月27日
産 業 経 済 部	平成28年 7月27日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成28年 7月27日
建 設 部	平成28年 7月27日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成28年 7月27日
出 納 室	平成28年 7月27日

（監査委員の除斥）

中予地方局総務企画部総務県民課に係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、岡田清隆監査委員を除斥した。

（監査の結果）

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	283,462,568	748,891,733	1,032,354,301	金額は各年度の決算による
26年度	380,663,911	1,077,604,122	1,458,268,033	
差引増減	97,201,343	328,712,389	425,913,732	

（総務企画部）

2 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。（健康福祉環境部）

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	1,573,817	8,959,948	10,533,765	金額は各年度の決算による
26年度	3,209,645	5,931,949	9,141,594	
差引増減	1,635,828	3,027,999	1,392,171	

（健康福祉環境部）

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	1,907,171	7,924,192	9,831,363	金額は各年度の決算による
26年度	1,950,842	7,061,401	9,012,243	
差引増減	43,671	862,791	819,120	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	116,534	1,578,040	1,694,574	金額は各年度の決算による
26年度	240,818	1,535,664	1,776,482	
差引増減	124,284	42,376	81,908	

（健康福祉環境部）

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
16年度	1者	97,016	平成27年度決算による

（産業経済部）

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	5,926,493	21,186,630	27,113,123	金額は各年度の決算による
26年度	6,749,900	23,282,637	30,032,537	
差引増減	823,407	2,096,007	2,919,414	

（建設部）

7 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
21年度	1者	37,299	平成27年度決算による

（建設部）

8 収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息（いずれも工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	270,100	平成27年度決算による

（利息）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	247,885	平成27年度決算による

（建設部（久万高原土木事務所））



監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成28年 7月19日、 平成28年 7月28日
健 康 福 祉 環 境 部	平成28年 7月19日、 平成28年 7月28日
産 業 経 済 部	平成28年 7月19日、 平成28年 7月28日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成28年 7月19日
建 設 部	平成28年 7月28日
大 洲 土 木 事 務 所	平成28年 7月19日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成28年 7月19日
西 予 土 木 事 務 所	平成28年 7月19日
愛 南 土 木 事 務 所	平成28年 7月28日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	平成28年 7月28日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	平成28年 7月28日
出 納 室	平成28年 7月28日

(監査委員の除斥)

南予地方局総務企画部総務県民課及び八幡浜支局総務県民室に係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、岡田清隆監査委員を除斥した。

(監査の結果)

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	59,902,342	121,321,348	181,223,690	金額は各年度の決算による
26年度	90,771,610	152,161,656	242,933,266	
差引増減	30,869,268	30,840,308	61,709,576	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	757,724	9,667,759	10,425,483	金額は各年度の決算による
26年度	1,075,514	9,395,311	10,470,825	
差引増減	317,790	272,448	45,342	

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	5,957,967	20,334,408	26,292,375	金額は各年度の決算による
26年度	5,999,616	17,192,579	23,192,195	

差引増減	41,649	3,141,829	3,100,180
------	--------	-----------	-----------

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	289,864	2,489,500	2,779,364	金額は各年度の決算による
26年度	317,346	2,392,616	2,709,962	
差引増減	27,482	96,884	69,402	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	768,074	1,354,374	2,122,448	金額は各年度の決算による
26年度	502,697	954,369	1,457,066	
差引増減	265,377	400,005	665,382	

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

5 収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
22年度	1者	191,775	平成27年度決算による

(産業経済部(八幡浜支局))

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	815,900	686,200	1,502,100	金額は各年度の決算による
26年度	818,200	484,200	1,302,400	
差引増減	2,300	202,000	199,700	

(建設部)

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	275,900	924,500	1,200,400	金額は各年度の決算による
26年度	96,300	941,400	1,037,700	
差引増減	179,600	16,900	162,700	

(建設部(八幡浜土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成28年 5月17日
研 修 所	平成28年 5月17日
消 防 学 校	平成28年 5月17日
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成28年 5月17日
原 子 力 セ ン タ ー	平成28年 5月17日

福祉総合支援センター	平成28年5月12日
東予子ども・女性支援センター	平成28年4月19日
南予子ども・女性支援センター	平成28年5月16日
食肉衛生検査センター	平成28年5月16日
動物愛護センター	平成28年5月12日
衛生環境研究所	平成28年4月15日
心と体の健康センター	平成28年5月17日
子ども療育センター	平成28年5月12日
えひめ学園	平成28年5月17日
計量検定所	平成28年4月15日
産業技術研究所	平成28年4月19日、平成28年5月13日、平成28年5月17日、平成28年5月20日
新居浜高等技術専門学校	平成28年5月17日
今治高等技術専門学校	平成28年5月17日
松山高等技術専門学校	平成28年5月12日
宇和島高等技術専門学校	平成28年5月16日
大阪事務所	平成28年5月20日
病害虫防除所	平成28年5月17日
農業大学校	平成28年5月17日
農林水産研究所	平成28年5月12日、平成28年5月16日、平成28年5月17日、平成28年5月20日
家畜病性鑑定所	平成28年5月20日

(監査委員の除斥)

消防学校及び原子力センターに係る監査の実施について、地方自治法第199条の2の規定により、岡田清隆監査委員を除斥した。

(監査の結果)

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	5,899,520	25,422,860	31,322,380	金額は各年度の決算による
26年度	5,479,790	26,672,720	32,152,510	
差引増減	419,730	1,249,860	830,130	

(福祉総合支援センター)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	1,756,660	9,228,181	10,984,841	金額は各年度の決算による
26年度	2,310,080	9,822,861	12,132,941	
差引増減	553,420	594,680	1,148,100	

(東予子ども・女性支援センター)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収

入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	1,786,250	5,480,330	7,266,580	金額は各年度の決算による
26年度	1,848,180	4,349,330	6,197,510	
差引増減	61,930	1,131,000	1,069,070	

(南予子ども・女性支援センター)

4 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	865,633	3,756,383	4,622,016	金額は各年度の決算による
26年度	744,090	3,637,781	4,381,871	
差引増減	121,543	118,602	240,145	

(子ども療育センター)

5 収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
25年度	1者	1,247,048	平成27年度決算による

(農林水産研究所 畜産研究センター養鶏研究所)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成28年9月8日
生 涯 学 習 課	平成28年9月8日
文 化 財 保 護 課	平成28年9月8日
保 健 体 育 課	平成28年9月8日
義 務 教 育 課	平成28年8月19日
高 校 教 育 課	平成28年8月19日
人 権 教 育 課	平成28年8月19日
特 別 支 援 教 育 課	平成28年8月19日
中 予 教 育 事 務 所	平成28年4月19日
東 予 教 育 事 務 所	平成28年5月17日
南 予 教 育 事 務 所	平成28年5月16日
総 合 教 育 セ ン タ ー	平成28年5月17日
総 合 科 学 博 物 館	平成28年5月17日
歴 史 文 化 博 物 館	平成28年5月17日
図 書 館	平成28年4月15日
美 術 館	平成28年4月15日
川 之 江 高 等 学 校	平成28年3月17日
三 島 高 等 学 校	平成28年3月17日
土 居 高 等 学 校	平成28年3月17日
新 居 浜 東 高 等 学 校	平成28年3月17日
新 居 浜 西 高 等 学 校	平成28年3月17日
新 居 浜 南 高 等 学 校	平成28年3月17日

新居浜工業高等学校	平成28年3月17日
新居浜商業高等学校	平成28年1月20日
西条高等学校	平成28年1月20日
西条農業高等学校	平成28年3月17日
小松高等学校	平成28年1月18日
東予高等学校	平成28年1月18日
丹原高等学校	平成28年1月18日
今治西高等学校	平成28年3月17日
今治南高等学校	平成28年1月22日
今治北高等学校	平成28年3月17日
今治工業高等学校	平成28年1月22日
伯方高等学校	平成28年3月17日
弓削高等学校	平成28年3月17日
北条高等学校	平成28年3月17日
松山東高等学校	平成28年1月18日
松山南高等学校	平成28年1月18日
松山北高等学校	平成28年3月17日
松山中央高等学校	平成28年3月17日
松山工業高等学校	平成28年3月17日
松山商業高等学校	平成28年3月17日
東温高等学校	平成28年3月17日
上浮穴高等学校	平成28年2月17日
小田高等学校	平成28年2月17日
伊予農業高等学校	平成28年1月20日
伊予高等学校	平成28年1月18日
大洲高等学校	平成28年3月17日
大洲農業高等学校	平成28年3月17日
長浜高等学校	平成28年3月17日
内子高等学校	平成28年3月17日
八幡浜高等学校	平成28年3月17日
八幡浜工業高等学校	平成28年3月17日
川之石高等学校	平成28年3月17日
三崎高等学校	平成28年3月17日
三瓶高等学校	平成28年3月17日
宇和高等学校	平成28年3月17日
野村高等学校	平成28年3月17日
宇和島東高等学校	平成28年3月17日
宇和島水産高等学校	平成28年1月22日
吉田高等学校	平成28年3月17日
三間高等学校	平成28年1月20日
北宇和高等学校	平成28年1月20日
津島高等学校	平成28年1月22日
南宇和高等学校	平成28年5月31日
今治東中等教育学校	平成28年1月22日
松山西中等教育学校	平成28年3月17日
宇和島南中等教育学校	平成28年3月17日

松山盲学校	平成28年3月17日
松山聾学校	平成28年3月17日
しげのぶ特別支援学校	平成28年3月17日
みなら特別支援学校	平成28年3月17日
今治特別支援学校	平成28年1月22日
宇和特別支援学校	平成28年3月17日
新居浜特別支援学校	平成28年3月17日

(監査の結果)

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	57,621,000	149,247,000	206,868,000	金額は各年度の決算による
26年度	53,544,500	116,748,500	170,293,000	
差引増減	4,076,500	32,498,500	36,575,000	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
27年度	44,581,603	515,604,901	560,186,504	金額は各年度の決算による
26年度	46,372,585	484,516,687	530,889,272	
差引増減	1,790,982	31,088,214	29,297,232	

(人権教育課)

3 平成26年度のフェンシング場改修工事(三島高校第2号)について、次の問題点があった。

- ・直接工事費のうち運搬費及び処分費において、産業廃棄物の運搬及び処分に係る実績数量が契約数量と異なっていたにもかかわらず、変更契約をしていなかったため、工事原価で計760,052円の過誤(過大額 519,489円、過少額 240,563円)があった。
- ・改修工事仕様書に定める請負者による受注時の工事実績情報の登録が期限を超えていたにもかかわらず、期限内に登録されたものとして工事成績評定を行っていた。(三島高等学校)

4 「平成27年度学校案内」の印刷代金について、支払が本来の支払期限から約2か月遅延していたほか、受注者から提出された請求書の日付を当校において書き換えていた。(北条高等学校)

5 通信制課程に係る受講料について、高等学校等就学支援金の受給資格を有しない者に関しては、県立高等学校における通信教育入学科、受講料及び聴講料の徴収条例の規定に基づき履修科目の受講決定後又は受講受給資格喪失後速やかに納付させなければならないところ、同支援金の調定期間に分割徴収していた。(松山東高等学校)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成28年8月23日
四 国 中 央 警 察 署	平成28年3月17日
新 居 浜 警 察 署	平成28年2月17日

西 条 警 察 署	平成28年 3月17日
西 条 西 警 察 署	平成28年 2月17日
今 治 警 察 署	平成28年 3月17日
伯 方 警 察 署	平成28年 2月10日
松 山 東 警 察 署	平成28年 3月17日
松 山 西 警 察 署	平成28年 2月10日
松 山 南 警 察 署	平成28年 3月17日
久 万 高 原 警 察 署	平成28年 2月17日
伊 予 警 察 署	平成28年 3月17日
大 洲 警 察 署	平成28年 2月10日
八 幡 浜 警 察 署	平成28年 3月17日
西 予 警 察 署	平成28年 2月10日
宇 和 島 警 察 署	平成28年 2月10日
愛 南 警 察 署	平成28年 3月17日

- 7 職員の不注意により警察車両による事故が発生（6件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両の廃車又は毀損及び相手方車両等の毀損があった。（松山東警察署）
- 8 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両等の毀損があった。（松山南警察署）
- 9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
23年度	1者	265,000	平成27年度決算による

（宇和島警察署）

（監査の結果）

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	3,627,000	4,617,356	8,244,356	金額は各年度の決算による
26年度	2,336,000	5,630,356	7,966,356	
差引増減	1,291,000	1,013,000	278,000	

（警察本部）

- 2 延滞金（放置違反金に伴うもの）について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
27年度	384,100	1,164,700	1,548,800	金額は各年度の決算による
26年度	358,200	1,633,400	1,991,600	
差引増減	25,900	468,700	442,800	

（警察本部）

- 3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成27年度決算による

（警察本部）

- 4 職員の不注意により警察車両による事故が発生（8件）し、相手方に人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。（警察本部）

- 5 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
18年度	1者	789,931	平成27年度決算による

（今治警察署）

- 6 職員の不注意により警察車両による事故が発生（2件）し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。（伯方警察署）